

みや わか

市議会だより



6月定例会

審議結果報告・賛否の分かれた議案	2
委員会報告	3~5
6月定例会・平成25年度補正予算・意見書	6
市長報告・報告	7~8
一般質問	9~11
まちのわだい・ちょっとひとこと・編集後記	12

審 議 結 果 報 告

6 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
承認第 1 号	専決処分の承認について	承 認
議案第 37 号	民事調停の申立てについて	原案可決
議案第 38 号	財産の取得について	原案可決
議案第 39 号	宮若市子ども・子育て会議条例の制定について	原案可決
議案第 40 号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 41 号	平成 25 年度宮若市一般会計補正予算(第 1 号)について	原案可決
議案第 42 号	宮若市特別職職員の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について	原案可決
議案第 43 号	宮若市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定について	原案可決
議案第 44 号	宮若市職員の一般職の給与に関する条例等の特例に関する条例の制定について	原案可決
議員提出議案第 5 号	中小業者の自家労費を必要経費として認めることを求める意見書	原案可決
議員提出議案第 6 号	国の指導による地方公務員の臨時給与削減に慎重な対応を求める意見書	否 決
議員提出議案第 7 号	宮若市議会議員定数条例制定特別委員会の設置に関する決議	原案可決

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議案番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
氏 名	川口	中尾	藤嶋	茅野	吉崎	塩川	和田	弓削田	島本	浜崎	遠藤	中島	谷口	安河	安永	神谷	松尾	大島	吉野
議案名	誠	ハギ子	厚	勝	順一	恭子	善久	敬	昌典	稔哉	嘉昭	健三	重隆	英幸	友則	喜久雄	幸主	和武	英史
議案第 42 号	×	○	×	欠席	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 43 号	×	○	×	欠席	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 44 号	×	○	×	欠席	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出議案第 6 号	○	×	○	欠席	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
議員提出議案第 7 号	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×



市議会を傍聴してみませんか。

次回の定例会は

9月5日(木)

開会予定です。皆さんの傍聴をお待ちしています。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。
<http://kaigidb.city.miyawaka.lg.jp/dsweb.exe/>

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び宮若総合支所に掲示します。

※小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

【訂正とお詫び】 前号(No.31)の表紙写真の提供者を「若宮フォトクラブ」と掲載いたしておりましたが、正しくは、「宮田写真愛好会」です。訂正してお詫びいたします。

委員会報告



委員長 中島 健三

専決処分の承認について

平成24年度宮若市国民健康保険特別会計について、歳出に対し歳入が不足し、その補正に急を要したため、平成25年5月31日付けで、平成25年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したので、これを報告し、承認を求めたものです。

質疑では、「繰り上げ充用をしなければならぬ状況で来年はどうするか。」との問いに対し、所管課より、「平成23年度は単年度で黒字であった。平成24年度単年度収支を見極め検討していく。」との回答があり、「国民健康保険の収納率は90・29%で前年比マイナス0・5%程度、滞納繰越分は合計63%程度で前年比プラス0・16%である。」との答弁がありました。

また、「繰り入れは事務費と人件費にも繰り入れられるのか。」との問いには、「各自治体が、保険者となり責任をもって運営を行うことが前提で、運営を行うため人件費と事務費を支出している。その部分を繰り入れている。」との回答を受けています。

全員賛成で可決

宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う宮若市国民健康保険税条例の一部改正です。

今回の改正は、2人の国保世帯で、1人が後期高齢者に移行した場合、残りの国保世帯に対し、平成20年から5年間は国保税の世帯別平等割額の2分の1を軽減としましたが、5年たった状況でも、まだ特定世帯が残っていることから、平成25年4月以降も3年間の延長をし、その間は世帯別平等割額の4分の1軽減とするものです。

この質疑では、「今度75歳の方は3年延長されるのか。」と問いがあり、所管課から、「5年で解消される見込みが解消されなかったため、3年間延長するもの。」との回答がありました。

その他、「現状の対象世帯数は。」との問いには、「特定世帯は570世帯、このうち特定継続世帯となる世帯は260世帯である。」と、回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市特別職職員の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について

宮若市教育委員会委員長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定について

宮若市職員の一般職の給与に関する条例等の特例に関する条例の制定について

国家公務員の給与の改正及び臨時特例に関する法律に基づく給与削減支給措置を踏まえ、地方公務員も必要な措置を講ずるよう要請を受け、本市の特別職職員、教育長、一般職員の給与等に関するそれぞれの条例の特例に関する条例を制定するものです。

この主な質疑として、「本市のラスパイレシ指数は。」との問いに対し、所管課から、「99・2であり、ここ数年は99台と100台で推移している。」との回答を受けました。

このほか、「元気づくり推進費とは。」との問いに対しては、「交付税のいろいろな計算の一部であり、今年度限りのもの。この算定にあたっては、地方のこれまでの人件費削減努力を反映させることとされており、その職員数削減率は全国平均では16・1%であり、本市は24・3%である。」との答弁がありました。

討論では、委員から「地方自治体の本来のあり方を無視する国からの一方的なやり方には反対する。」とそれぞれの議案に対して反対討論がありました。

賛成多数で可決

中小業者の自家労費を必要経費として認めることを求める意見書

中小業者を支えている家族従業員が自家労賃が、配偶者で86万円、家族で50万円を超えた場合、必要経費として認められていないため、国および政府に対し、税法だけでなく民法・社会保障にもかかわる人権問題として、憲法の精神を生かし、所得税法第56条を廃止もしくは改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求めるものです。

委員からは、「青色申告にしろいいと言われるが、高齢の方などは難しく対応できない。」との意見がありました。

全員賛成で可決

国の指導による地方公務員の臨時給与削減に慎重な対応を求める意見書

国の指導による地方公務員の臨時給与削減要望に対して、本市の慎重な対応をお願いするものです。

委員からは、「組合との協議を公開し、市民が納得するか試してみてもいいのでは。所得税にしても復興税として増税をされている。皆、負担をしているのだから、公務員も削減すべきである。」や「総務大臣から議長あてに要請文を送るのはどうなのか。」との意見がありました。

討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として「一方的な臨時給与削減に

※注 ラスパイレシ指数とは：国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数。

は賛成できない。」との討論がありました。

賛成少数で否決

平成25年度宮若市一般会計補正予算(第1号)について

歳入では、国庫補助金の地域の元氣臨時交付金で1億3,055万9千円、県補助金の緊急雇用創出交付金で432万8千円と繰越金で1,955万円の増額補正がされています。

総務費では、まちづくり推進費の委託料で1,680万円の増額です。内訳は、光陵地区住宅地の測量調査委託料として990万円と調査設計委託料として690万円が予算計上されています。

主な質疑として歳入で「元気づくり交付金の使途で公共事業の内訳は。」との問いには、「宮若西中学校の用地購入と移転補償、旧宮中の屋内運動場の改修、西鞍の丘運動公園の屋根の設置に充てる予定である。」との回答がありました。他には、「緊急雇用創出交付金の内容は。」との問いに対し、「離職者対策として10分の10の補助で、今回は農業生産関係を中心として補助する予定である。」との回答がありました。また、歳出の総務費で、測量調査委託料990万円と調査設計委託料690万円について、「現地にはこれまでいろいろなものが埋められていると聞いていたが。」との問いには、所管課から、「昨年、3か所の地盤調査を行い、同時

に土壌調査と水質検査を行ったが、土壌、水質ともに問題はなかった。」と、回答がありました。

また、「消費税等が上がるので、影響があると思うが。」との問いに対し、「消費税の増税は承知しているが、消費税の増税を考えたならば、定住化は出来ない。」との答弁がありました。

他には、「本市が全て開発して販売するのか、民間に土地を売って開発させるのか。」との問いに対し、「民間がすべて開発を行うと価格が高くなる。市ですべて開発を行って、民間が販売する方が安価に提供できる。」との答弁がありました。

賛成多数で可決

教育民生委員会

委員長 塩川 恭子

財産の取得について

本件は、東部総合運動公園育成の森等整備に係る事業用地として、宮若市土地開発公社が所有する4万450・91平方メートルを1億1,864万3,345円で取得するものです。

この審査に当たり、契約の相手方である宮若市土地開発公社の役員ということで、2名の委員を除外して審査を行いました。

質疑では、「利息、事務費等の諸経費がかかるのに、宮若市土地開発公社を通して土地を取得する理由は何か。」の問いに対しては、「東部総合運動公園については、補助金を活用し、年次的に整備をする予定である。社会資本整備総合交付金は用地費だと3分の1が補助対象となるが、市が直接、土地を購入すると単年度しか補助対象とならないため、公社を利用して。」との回答があり、「取得価格の3分の2は単費か。」の問いに対しては、「予算措置としては国が3,775万円、東部総合運動公園事業債が7,470万円、単費が1,295万円である。」との回答がありました。

また、「多目的グラウンドに作るテニスコートは何面か。」との問いに対しては、「基本計画では8面であり、6面を人工芝、2面を車イス対応のコートにしている。」との回答があり、「宗像市のグローバルアリーナと連携をしようか。」との問いに対しては、「グローバルアリーナ

とはすでに協定を交わしており、情報交換をしている。また、昨年度より宗像市とも協議を進めている。」などの回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市子ども・子育て会議条例の制定について

本件は、国の子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、子ども・子育て会議を設置するため、条例の制定をするものです。

質疑では、「条例第2条第1号の特定教育・保育施設と第2号の特定地域型保育事業とは何を指すのか。」の問いに対しては、「第1号の特定教育・保育施設は認定こども園、幼稚園、保育所の3つを指し、2号の特定地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を指す。」との回答を得ております。

さらに、「条例を制定した際のメリットは何か。幼稚園が入っているが、担当課が違うため縦割り行政となり、うまくやっているとのか。」との問いに対しては、「子ども・子育て会議を設置した方がよりよい意見を事業に反映できる。また、幼稚園が入っているため、教育委員会と連携を図りながら進めたい。」との答弁がありました。

全員賛成で可決



東部運動公園育成の森等整備用地視察風景

平成25年度宮若市一般会計補正予算(第1号)について

今回の補正の主なものは、中学校建設費で、宮若西中学校建設に伴う791・11平方メートルの土地購入費として2,262万7千円、家屋、立木(りゅうぼく)等の補償金として3,218万2千円や保健体育費では、保健体育総務費で、旧宮田中学校の体育館を柔剣道場として改修するための費用として7,500万円、西鞍の丘総合運動公園管理運営費で、屋外ステージに屋根を設置するため、建築確認申請手数料50万円、調査設計委託料300万円などです。

「土地購入費及び補償金の内訳について」との問いに対し、執行部からは「不動産鑑定では土地は平方メートル当たり2万9千円、2つの家屋のう



旧宮田中学校体育館

ち1つは現在、居住していないため500万円、1つは居住中であり、2,700万円である。補償金には家屋補償、立木補償、動産移転料、移転雑費が含まれ、現在、居住中の家屋については、再建価格で補償をする。」と回答を受けております。

また、「この買収計画はいつから始まったのか。」との問いに対しては、「計画については、今年の4月末から事前準備に入っており、5月に不動産鑑定に着手、5月末に成果品が納入されている。」と回答がありました。

委員からは「今まで支障がなかったのに、今さら買収する必要があるのか。4月末からの話しとは急すぎではないか。」との意見がありました。

保健体育費では、中学校の再編に伴う跡地利用として、旧宮田中学校の屋内運動場を柔剣道場として整備することで、施設の有効活用を図りたいとのことであり、改修工事については、ステージを男女更衣室、救護室、控え室に変更し、アリーナに柔道場、剣道場、それぞれ2面を整備することや、旧女子更衣室を多目的トイレにすること、また、屋根の改修工事や外壁改修工事を行うとの説明を受けました。

委員からは「旧宮田中学校の体育館は部分的に雨漏りをしているため、どのような工法で改修を行うのか。また、ステージはどのように改修するのか」との問いに対し、執行部からは「今回の改修ではカバー工法で施工する。ス

テージについては、男女更衣室、救護室、控え室に変更する。」との回答がありました。

他の委員からは「柔剣道場にこだわらず、他のスポーツもできるような施設にしてはどうか。屋根の腐食が進み、雨漏りがひどいが、本当にこの予算で足りるのか。」との意見があり、それについては、状況等を踏まえながら変更等も含めて、様々な角度から検討していきたいとの回答がありました。

西鞍の丘総合運動公園管理運営費では、執行部より、ふるさと祭りのメイנסテージでもある屋外ステージに屋根を設置するとの説明があり、「屋外ステージの屋根を設置するための設計委託料が300万円というのは高くないか。今後、老朽化による屋根の張り替えや維持費用についても考えていくべき。」との意見がありました。

また、「手数料や委託料の主な財源については、地域の元気臨時交付金を活用するもの。」との説明を受けています。

全員賛成で可決



産業建設委員会

委員長 島本 昌典

民事調停の申立てについて

市営住宅の家賃の滞納者に対し、納

付指導にも応じない滞納者、9名に対し民事調停を申立てるものです。

審議の中で、今回の該当者の中で、かなり大きな金額の滞納者がいますが、この他にも、同様に大きな金額の滞納者が出てくるのではないよう、委員会としては、今後も引き続き所管課に対し、収納率の向上を目指していただくよう要望しています。

全員賛成で可決

平成25年度宮若市一般会計補正予算(第1号)について

今回の補正は、国の緊急雇用制度に基づく、雇用の確保を目的とした補正です。

審議では、「今回ハローワークを通して、公募を行うとのことであるが、該当者がいない場合の対策は検討しているのか。」との問いに対し、「該当者がいないとは想定されないが、仮に該当者がいなかった場合は、補助金の返還もあり得る。」との回答がありました。

また、「この制度活用後の被雇用者の扱い等についてどうか。」との問いに対しては、「その後も引き続き雇用を続けていただくことになる。」と回答がありました。

全員賛成で可決

6月定例会

平成25年度一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算については、歳入歳出それぞれ、1億5,443万7千円を追加しまして、歳入歳出予算総額を154億3,296万9千円とするものです。

今回の補正については、昨年度の国の補正予算に計上されました地域の元氣臨時交付金を活用しまして、旧宮田中学校の屋内運動場を柔・剣道場として改修するための工事費や宮若中学校整備に伴う用地取得費等の予算措置を行うものです。

全員賛成で可決

平成 25 年度補正予算	
補正前の 予算額	154 億 1,752 万 6 千円
補正額	1 億 5,443 万 7 千円
補正後の 予算額	154 億 3,296 万 9 千円

専決処分の承認について

平成24年度宮若市国民健康保険特別会計について、歳出に対し歳入が不足し、翌年度の予算から繰上げ充用するための補正をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、出納閉鎖日の去る平成25年5月31日に平成25年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものです。

繰上げ充用の手続については、歳入・歳出額が確定する出納閉鎖日である5月31日までに行うこととされているため、5月31日に専決処分を行い、歳入歳出それぞれ、1億3,479万6千円を追加し、総額38億1,262万3千円としています。

全員賛成で承認

6月の定例会で可決された意見書・決議

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、地域経済と雇用をまもり、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきている。その中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費として認められていない。事業主の所得から控除されるのは、配偶者で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従業員の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンも事業主名でないと組めないなど、社会的にも経済的にも自立できず、後継者育成にも大きなさまたげとなっている。

税法上は青色申告にすれば、給与を経費にすることができるが、同じ労働に、白色申告者と差をつけること自体が矛盾している。憲法で認められている基本的人権を踏みにじっているとも言える。

よって、国および政府に対し、税法だけでなく民法・社会保障にもかかわる人権問題として、憲法の精神を生かし、所得税法第56条を廃止もしくは改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求める。

提出先 内閣総理大臣 法務大臣 財務大臣 衆議院議長 参議院議長

宮若市議会議員定数条例制定特別委員会の設置に関する決議

間断なき行財政改革が様々な形で進められ、市民の代表である地方議会並びに議員が果たすべき役割が市政振興に大きく関わってくる中、市民の議会に対する意識は益々高まってきている。

また、宮若市設置後、7年が経過し、合併後の市民の一体感も醸成されつつあると考えられる。

以上のことから、宮若市議会において、今後、市民の声を適切に市政に反映させるための議員の定数について、調査研究し、新たに議会議員定数条例を制定するために、宮若市議会委員会条例第5条の規定により、下記のとおり宮若市議会議員定数条例制定特別委員会の設置を求める。

記

- 1 特別委員会の構成 各常任委員会から各3名による9名の委員で構成する。
- 2 付託事項 宮若市議会における議員定数について調査研究する。
- 3 調査期限及び閉会中の調査研究 付託された調査研究が終了するまで、閉会中もなお調査研究を行うことができる。

市長報告

◆市長報告 1

宮若市光陵地区住宅地基本計画の策定について

光陵地区における大規模遊休地を活用した住宅団地の整備計画については、本年3月に光陵地区住宅地基本計画を策定しました。

今後は、この基本計画を基に当住宅地の整備に向けて具体的な事業に取り組みます。本年度は基礎的な測量や基本設計業務を実施し、本議会において関係する経費を補正予算として提案しています。

◆市長報告 2

損害賠償請求上告及び上告受理申立ての結果について

この事件は、有限会社中部産業が本市に対して、平成15年度から平成18年度にかけて、旧宮田町及び宮若市の指名競争入札に指名されなかったことによる損害金の支払いを請求するとして提訴した事件です。

有限会社中部産業から4,933万

2,558円の損害賠償請求額に対し、第1審の地裁判決では請求は棄却されましたが、控訴審の高裁において、本市に59万5,230円の支払いを命ずる判決が出されました。

この判決については、本市の主張が認められていないことから、最高裁判所に対し、上告及び上告受理申立てを行ったところ、有限会社中部産業も同様の上告及び上告受理申立てを行い、今般、最高裁判所において、双方の上告及び上告受理申立てについては、受理しないとして棄却の決定がなされました。

これにより第2審の判決が確定し、この決定に従い、平成25年4月19日に、損害賠償金59万5,230円及びこの間の遅延損害金17万1,475円、合計76万6,705円の支払いを完了させております。

これをもって、今回の一連の事件が最終したことを報告します。

◆市長報告 3

民事調停の報告について

平成24年9月定例議会において議決を得ました市営住宅の家賃の請求にお

ける民事調停対象者10名のうち、5名が完納又は不履行分を納付され、1名が生活保護認定のため取下げ、2名が成立、残る2名につきましては調停に出席せず不成立になっており、明渡し訴訟の申立てを行いました。1名が自主退去、1名が不履行分を納付されましたので取下げを行っています。今後とも、家賃等滞納者に対し滞納解消に向けた納付指導を行って参りたいと考えています。

◆市長報告 4

旧若宮南小学校の施設活用方法について

旧若宮南小学校跡地は、地元の日吉自治会から、公共性の高い施設としての活用や社会教育の研修の場として活用してもらいたい旨の要望書が提出され、その活用方法について協議を重ねてきました。

一方、旧若宮町において、将来の展示を前提に農機具等の民具が住民から寄贈されており、旧犬鳴ダム建設事務所を文化財収蔵庫としましたが、老朽化が進み、多数の収蔵品の管理に支障を来す状況となっています。

そのため、代替の収蔵場所の確保が

必要となっており、民具等が寄贈された経緯等を考慮すると、旧若宮南小学校は民具等を展示し、収蔵する場所として適切であると考えます。

旧若宮南小学校を学校の研修施設として位置付け、小学校の授業において教材として活用していくことにより、地元の要望を踏まえた跡地の有効活用を行いたいと考えています。

◆市長報告 5

旧宮田中学校屋内運動場改修工事について

平成24年度から、国では中学校保健体育において武道を必修化する中、宮若市スポーツ少年団においては、現在139名の子どもたちが武道に励んでおり、多くの関係者から施設整備を望む声が寄せられていました。

工事内容は、屋根改修工事・外壁改修工事・アリーナ改修工事等を行い、柔道場及び剣道場を整備する計画であり、本議会において関係する経費を補正予算として提案しており、平成26年3月を目標に、供用開始に向けた施設整備に取り組んでいきます。

◆市長報告 6

宮若市スポーツフェスタについて

本事業は、参加者が年々減少傾向にあることから、事業のあり方も含めた抜本的な見直しが必要となっており、宮若市体育協会を始めとする関係団体と協議を行ってきた結果、これまでと同様にスポーツを通じて地域間の交流が図られるよう、地域対抗型の種目も取り入れながら、競技スポーツやレクリエーションスポーツ等、多様な種目の中から選択し、気軽に参加できるスポーツ大会としてリニューアルを図ります。

当日は、より多くの市民の皆様が、いずれかのスポーツに親しみ、汗を流してもらえ、日として位置付け、実施します。

報告

◆報告第1号

平成24年度宮若市一般会計繰越明許費繰越の報告

3款「民生費」3項「高齢者福祉費」「介護基盤緊急整備事業費補助金」

を始めとする計14事業、総額11億9,421万4千円です。

なお、本年度は年度中途において、緊急経済対策のため、国の補正予算等に対応した事業を実施することとしたことから、繰越事業が多くなっています。

◆報告第2号

平成24年度宮若市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越の報告

繰越額としては、2款1項「公共下水道建設費」の「公共下水道事業」5,500万円です。

◆報告第3号

平成24年度宮若市水道事業会計予算繰越の報告

繰越額としては、1款「資本的支出」1項「建設改良費」の「施設改良費」8,407万円です。

◆報告第4号

宮若市土地開発公社の平成24年度事業結果及び決算並びに平成25年度事業計画及び予算の報告について

平成24年度における土地開発公社の事業ですが、平成24年度は、処分事業のみを執行し、公有地取得事業で取

得してしまいました資産の内、6件の面積7万1,115・37平方メートルを3億1,472万891円で処分しています。

以上の事業実施により、平成24年度末の公社保有土地は3件で、面積8万9,994・64平方メートルで、価格は2億2,101万2,112円です。

決算については、当期における損益計算では、事業総利益1,506万1,663円に対し、販売費及び一般管理費1,765万1,900円で事業損失が259万237円となり、事業外収益75万353円を加えた当期純損失は、183万9,884円です。

また、資本金中準備金では、前期繰越準備金3,332万8,467円から今期の損失金183万9,884円を差し引いた3,148万8,583円を翌年度に繰り越ししています。

平成25年度宮若市土地開発公社の事業計画及び予算についてですが事業計画において取得計画はありませんが、処分計画として、緑地広場等用地処分事業並びに貝島炭鉱社有地処分事業として、毛勝総合公園内、光陵候補

地、道路用地及び勝野・長井鶴線道路改築工事用地等処分事業（所田地区）の5事業に対する処分面積8万9,793・64平方メートル、処分事業費等2億3,398万2,000円を予定しています。

予算については、第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では事業収益など収入合計2億3,477万1,000円に対し、支出では、販売費及び一般管理費など支出合計2億4,921万5,000円を予定しています。

また、第4条、資本的収入及び支出ですが、収入では諸収入金など収入合計392万9,000円に対し、支出では、短期借入金償還金など支出合計2億2,676万6,000円を予定しています。

なお、平成25年度事業計画及び予算については、去る3月22日に、また、平成24年度事業結果及び決算については5月24日に、それぞれ理事会の承認を受けています。

過去行った一般質問事項の現状について。

人口減少が進む中の公共施設のあり方と自治体の方針について。



弓削田 敬

問 公用車の集中管理について、現在の保有台数が適正なのか伺う。

答 市長

公用車の集中管理については、宮若市行財政改革実施計画の取組の一環として本市の公用車利用状況及びその内容等を調査した上で、平成20年度から5年間を単位とした「宮若市公用車管理計画」を策定しており、この計画に基づき、公用車の集中管理による保有台数の適正化や、軽自動車等の導入促進による経費の削減を図ってきたところであります。

今後、この「宮若市公用車管理計画」を年次的に見直ししながら、公用車の保有台数の適正化に努めます。



公用車

問 市の防災計画について伺う。

答 市長

福岡県においては、県の地域防災計画について、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて見直しが行われ、地震・津波対策の更なる強化を図るとともに、原子力災害対策編が新たに策定されています。

本市においても、福岡県が東日本大震災を教訓として地域防災計画について大幅な見直しを行ったことを踏まえて、県計画との整合性を図る必要があることから、本年度において、必要な見直しを行うこととしています。この見直しと併せて、宮若市耐震改修促進計画を策定します。

問 総務課長

問 本市公共施設の耐震化について。

県でも平成27年度までに耐震化率の向上を目標として定めていますが、それを市町村でもPR等を行いながら、県との整合性を保ちながらやっていくこととなります。具体的には、公共建築物の耐震化とか、あるいは地域におけるPRについて市民に情報提供を行いながら、耐震化を促進していくことになると思います。そういった県との整合性を図りながら、本市の計画を作成したいと考えています。



中島 健三

問 宮若市の人口の推移について、中長期的な市の方針を聞きたい。

答 市長

人口減少及び高齢化が進む中での、中長期的な市の方針については、近年、我が国が人口減少の局面を迎え、国においても人口減少・高齢化社会に適応した社会経済システムづくりが重要視されています。

本市でも、2010年から2040年の人口が3万81人から2万2,751人に、高齢化率が29%から35%になるという推計が示されており、国全体としての人口減少が進行する中、避けられない社会現象であると認識しています。

問 市営住宅、市庁舎、新鮮市場などの公共施設の方針について。

答 市長

市営住宅の管理戸数は、1,351戸です。その内、平成24年度末に耐用年数を超えた住宅が371戸、建築基準法の新耐震基準に適合しない住宅が638戸です。

このような現状を真摯に受け止め、これまで各種定住施策や子育て支援策を実施してきましたが、今後も市として総合的な定住環境を整備していくことが重要であると考えています。

今後の方針としては、平成23年度に策定した「宮若市営住宅長寿命化計画」に基づき、本年度より建替えの規模、費用等を精査し、財政状況や人口の推移等を考慮した年次的な計画を立案するため、平成26年度に「建替事業の基本計画」を策定します。

後期基本計画について。



和田 善久

問 道路交通網の整備について。

答 市長
幹線市道の整備については、第1次宮若市総合計画の後期基本計画に基づき、実施計画を策定して、福岡県等の関係機関とも連携を図りながら、合併特別債や社会資本整備総合交付金等の補助制度を活用して、整備促進に努めています。

問 治山・治水対策について。

答 市長
自然災害を未然に防止、軽減するために、国や県と連携して環境

整備に取り組みとともに、地域との協働による水路などの日常的な管理に努めていきます。

小中連携校について。

問 旧若宮町で市民からの要望について。

答 教育長
旧若宮町においては、若宮町教育施設適正化審議会や若宮町教育研究審議会、若宮町における幼稚園・小学校・中学校の望ましい教育の在り方、及び施設設備等について、調査検討が行われ、当時の町議会において報告されています。

この答申内容は、今後の町の学校の姿として、幼・小・中の一貫教育ができる学校、町のコミュニティセンターとしての機能を持つ学校が望ましいとなつていきます。

この答申を念頭に、平成22年8月に作成した宮若市学校等整備計画において、宮若西中学校については、将来の小中一貫教育を視野

に入れながら進めていきます。宮若西中学校と若宮小学校の改築計画においては、今後、設計を行っていきますが、これらを踏まえた施設整備を進めていきたい。

行政運営について。

問 職員等の公正な職務の執行に関する条例制定後の公益通報の状況について。

答 市長
当該条例は法令遵守、公益通報、不当要求への対応を3つの柱とし、平成21年4月より施行しています。今日までに、市民からの公益通報が2件ありましたが、いずれも本市が権限を有する案件ではなかったことから、不受理とし、権限を有する行政機関へ情報提供を行っています。

その他、「宮若市ファイナンシャルプランニング相談事業の導入後の状況について。」の質問がありました。

市発注工事の現状について。



茅野 勝

問 入札から検査までの有り方。

答 市長
公共工事発注については、その工事の施工内容に応じた適切な履行が図られるよう、参加対象者の選定、入札、契約、施工管理、検査等の一連の業務を行っているところです。

平成23年度から福岡県に準じた工事成績評定システムを採用し、発注所管による施工管理段階から工事完成による検査に至るまでの各過程における評価を行えるよう、改善を図ってきていますが、その精度や客観性を高めていくことが課題となっております。

今後とも、公共工事に携わる職員のスキルアップを図るとともに

に、入札から施工管理及び検査までの一連の公共工事に関する業務体系の改善について、引き続き年次的に必要な取組を進めて参りたいと考えています。

今後の国民健康保険の有り方について。

問 国民健康保険、今後の市としての運営と対応。

答 市長
平成25年度国民健康保険特別会計補正予算のとおり、平成24年度は赤字決算となっております、その要因としては、平成20年度から導入された後期高齢者医療制度により、国等からの負担金の形態が変更され、特に、前期高齢者交付金制度が国民健康保険財政に大きく影響していると思えます。

このような財政状況の中、毎年、単年度収支による事業への影響を考慮しながら運営してまいりましたが、正確な補

助金等の額が見込めない状況にあり、平成24年度の医療費に対する国・支基金からの負担金等の額が確定する7月以降に、平成25年度以降将来に向けた財政状況を精査してまいります。

また、社会保障国民会議では、将来的には国保保険者の都道府県単位での運営をする方向で検討されており、このような制度改正をにらみながら、今後の安定的な国保運営を図るため、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出制度を活用するとともに、保険税率等の改定をも視野に入れ、将来に向けた基本的な方針について、一定の時間をかけ、検討・協議を行います。

その他、「第2西部露天掘跡地の県との調整はその後どこまで進んだのか。」についての質問がありました。

高齢者福祉施設の現状について。



安永 友則

問 本市の老人福祉行政における介護保険対象の入所施設サービスの種類及びそれ以外の高齢者福祉施設サービスの種類、現在の状況を伺う。

答 市長

平成25年5月1日現在、市内における介護保険施設としては、特別養護老人ホームが2箇所、介護老人保健施設が3箇所、介護療養型医療施設が2箇所、認知症対応型共同生活介護施設が15箇所。また、介護保険の一部が対象となる特定施設の指定を受けた施設として、介護付有料老人ホームが2箇所、ケ

アハウスが1箇所です。

介護保険適用以外の主な施設としては、養護老人ホーム、生活支援ハウス、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅がそれぞれ1箇所、有料老人ホーム4箇所です。

施設運営については、市からの委託事業を除いて、社会福祉法人や医療法人及び株式会社等が行っているところと

問 社会福祉法人に対する管理・運営に対する指導について。

答 健康増進課長

社会福祉法や介護保険法等の関係法令、通知に基づき、法人運営、事業運営、利用者の処遇等について、県及び市において実施指導、

指導監査を実施することになります。

指導監査については、定期的の実施する一般監査と入所者の処遇等を含め重要な問題があった場合に随時実施する特別監査があります。実施した際に問題があれば、法人施設に対して、口頭それから文書による指導、助言を行います。

また、仮に虐待等があった場合については施設だけに限らず、高齢者虐待防止法、介護保険法に基づいて、必要に応じて県や警察署と連携をとりながら事実確認を行います。市が高齢者の方々の生命や身体に危険があると判断した場合は、所轄をいたします警察署のほうに援助を求めようにもなっています。

餓死・孤独死対策へのセーフティネット対策について。



藤嶋 厚

問 不幸な事故を発生させない対策の充実を願う。

答 市長

本市における餓死・孤独死対策としては、地域における見守り体制として、民生委員・児童委員や老人クラブとネットワークの構築を進めるとともに、九州電力をはじめ、LPG協同会や郵便局、新聞販売店等のライフライン関連会社の協力を得て、異常事態を発見した場合には、福祉事務所等へ情報提供があるようになっており、それぞれの個別事案について対応しています。今後とも、関係機関、団体等との連携を図り

ながら、餓死・孤独死の防止に努めて行きます。

問 これまでの行政訴訟の費用について。

答 中部産業をはじめとする行政訴訟について。

答 市長

合併前から引き続いてきた2件を含め、8件となっていますが、うち4件については、本市が訴訟を起こされた事件であったことから応訴をしています。また、残る4件のうち、1件については、現在も係争中です。これらの訴訟に要した費用については、宮若市発足後から現在までの間で、判決による賠償金及び弁護士費用等を合わせて、2,778万5,593円となっています。

問 交通弱者対策について。

答 福祉バスの活用と交通過疎地域への住民アンケートを実施すべきと思うがどうか。

答 市長

社会福祉センターへの送迎を目的として、年間約500万円の経費で、市内5路線を2台のバスで週3回運行しており、ハートフル、宮若リコリス、中央公民館若宮分館、保健センターパレット等で乗降ができ、高齢者の方々の社会参加や生涯学習活動の参加を支援するとともに、各種福祉関係団体への貸出しも行っていきます。また、交通過疎地域への住民アンケートについては、今後の福祉バスの利活用に関する利用者の意向等を確認するため、実施に向けて内容の検討を行って行きます。



宮若東中学校体育祭



宮若西中学校体育祭



宮若ほたる祭



鞍手竜徳高校野球部壮行試合(開校10周年)

ちよこちゃん

●椅子6脚でも希望を聞いていただき喜んでいきます。固定してある椅子を少しずつでもよいので、テーブル付にしたいです。

70代以上 女性

●議会会場の温度が低すぎる気がします。クールビズで節電の先頭に立ってください。

70代以上 女性

●人口が3万人を割って、高齢化はすすみ、70歳を過ぎると医療保険は1割。本人負担は少ないので、病院にかかる回数も増える。9割は税金で支払ってもらっている認識がない様に思える。体調管理はしっかり自分の事と考えるべきだと思ふ。

60代 女性

●行政にたよりすぎず自助努力すべきと思っています。

70代以上 男性

●初めて参加させてもらいました。興味深く拝見する事ができ、いい体験ができ、勉強になりました。また、機会があったら参加しようと思います。

60代

アンケートへのご協力ありがとうございました。今後の議会運営の参考にさせていただきます。

編集後記

今年で6回目を迎える韓国晋州東中学校との国際交流事業を8月18日より20日までの3日間、今年は韓国済州島にて交流事業を実施します。

新中学校となり、初めての交流事業、宮若東中学校より18名、宮若西中学校より6名の生徒と4名の高校生(前回参加者)総勢28名が参加する予定です。

言葉の壁や文化の違いなどがあるかもしれませんが、進んで交流を深め、それぞれの文化や歴史にふれあい、互いの国の習慣や言語を理解することにより、充実した交流が行われることを楽しみにしています。

これからの宮若市を担う若者たちの交流を通じてなにか感じとって頂きたいものです。

川口 誠

議会広報調査特別委員会

- 委員長 中尾ハギ子
- 委員長 松尾幸主
- 委員 川口英史
- 委員 吉野恭子
- 委員 塩川稔哉
- 委員 浜崎
- 委員 茅野